

令和4年11月22日

市内地域密着型介護事業所 御中

松浦市長寿介護課長 荒木 典子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議の取扱いについて

日頃から介護保険行政についてご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、新型コロナウイルス感染症について、いまだ収束の見通しが立たず長期化している状況から、運営推進会議の対面開催ができずにいる事業所もあるかと思えます。そこで今後、運営推進会議の取扱いについて下記のとおりお知らせいたします。ご協力よろしくをお願いいたします。

記

1. 運営推進会議の開催方法 (※①、②のいずれかで開催をお願いします。)

①対面開催 (集合方式)

感染防止対策を徹底のうえ開催してください。

②書面開催

下記の「2. 書面開催方法」をご確認ください。

2. 書面開催方法

①運営推進会議の資料(議事内容や報告事項をまとめたもの)を全委員に送付し、運営状況等の報告を行いそれに対する意見・要望・助言等について意見集約を行う。

②委員からの意見等について協議し、その内容をとりまとめたもの(協議記録)を作成し全委員に送付する。(「意見なし」の場合も、その旨を記載し送付してください。)

③書面開催を行うこととなった経緯や議事録の内容を事業所で記録・保管しておく。

④松浦市長寿介護課介護保険係に議事録等を提出する。

3. その他

感染症等が収束し、再開可能になった時点で速やかに対面での運営推進会議を開催するようお願いいたします。

☎松浦市長寿介護課介護保険係(内線 154)